

議案第10号

羽曳野市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

羽曳野市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を別紙のように制定する。

平成29年2月28日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について、厚生労働省令の基準を引用する旨を規定するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

平成 年 月 日
羽曳野市条例第 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る特別養護老人ホームの入所定員の数)

第 3 条 法第 78 条の 2 第 1 項の条例で定める入所定員の数は、29 人以下とする。

(指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の要件)

第 4 条 法第 78 条の 2 第 4 項第 1 号及び第 115 条の 12 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人(羽曳野市暴力団排除条例(平成 24 年羽曳野市条例第 17 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)及びその役員等(法第 78 条の 2 第 4 項第 6 号及び法第 115 条の 12 第 2 項第 6 号に規定する役員等をいう。)のうちに暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)のあるものを除く。)とする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第 5 条 法第 78 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める基準は、この条例に特別の定めのあるものを除くほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び

運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着型サービス基準」という。)に定めるとおりとする。

- 2 指定地域密着型サービス事業者は、利用者に対する指定地域密着型サービスの提供に関する記録を、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第6条 法第115条の14第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、この条例に特別の定めのあるものを除くほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「地域密着型介護予防サービス基準」という。)に定めるとおりとする。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者に対する指定地域密着型介護予防サービスの提供に関する記録を、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第7条 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスを行う事業所の管理者は、暴力団員であってはならない。

- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者は、その運営について暴力団の支配を受け、又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 羽曳野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年羽曳野市条例第34号)

(2) 羽曳野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 24 年羽曳野市条例第 35 号)

(経過措置)

3 第 5 条第 2 項及び第 6 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に完結する記録から適用する。

(検討)

4 市長は、地域密着型サービス基準又は地域密着型介護予防サービス基準が改正されたときは、速やかにこの条例の規定の改正の要否について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。